

農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和5年11月14日(火) 午前9時30分～午前10時40分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員(15人)

会長 鈴木 秀 会長職務代理者 森田 昭則

1 番 前田 和幸 2 番 間崎 孝至 3 番 桐生 五郎

4 番 渥美 利男 5 番 打田 光橋 6 番 浦川 広巳

7 番 山中 進 8 番 阪田 泰久 9 番 市川 正之

14 番 上田 みね子 15 番 豊田 栄美子 16 番 大野 久美子

19 番 鈴木 啓之

4. 欠席委員(4人)

10 番 渡部 正一 12 番 平子 伸 13 番 稲田 利幹

17 番 小林 登志樹

5. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長, 坂総務GL, 小林農地GL, 吉村,
農林水産課 岡農政GL, 藤田

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)

第5号議案 農用地利用集積計画について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 非農地証明願いについて

報告事項第 8 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法
人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 5 回総会を開会いたします。開会にあたりまして
鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。今後の議事進行につきましても、鈴木会長に
お願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 5 回総会は、委員の過半数が出席
しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会
が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 11 番
森田昭則様、議席番号 14 番上田みね子様をお願い申し上げます。よろしく願い
いたします。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権に
ついて、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書 1 ページ、及び別表の「農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況」を
ご覧ください。

まず、1の97番は国府地区、申請地は国府町5055番17、登記地目・現況地目とも畑、面積は287㎡です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、1の109番は国府地区、申請地は住吉町8880番、登記地目・現況地目とも田、面積は1,317㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、3の99番は加佐登地区、申請地は高塚町2116番2外6筆、いずれの登記地目・現況地目とも畑、面積は合計6,757㎡です。取得後は水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、3の100番は加佐登地区、申請地は広瀬町3089番、登記地目は田・現況地目は畑、面積は1,020㎡です。取得後は麦、野菜を栽培するとの申請です。

ページ変わりまして、5の101番は石薬師地区、申請地は上田町366番1外5筆、登記地目・現況地目とも田が4筆、登記地目・現況地目とも畑が2筆、面積は合計で820㎡です。

取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、6の92番は白子地区、申請地は白子町3318番1外1筆、いずれも登記地目は田・現況地目は畑、面積は合計589㎡です。取得後は野菜、果樹を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、7の103番は稲生地区、申請地は野村町49番外2筆、いずれの登記地目・現況地目とも田、面積は合計2,333㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、7の110番は稲生地区、申請地は稲生一丁目4083番1外2筆、登記地目は1筆が田、2筆が畑・現況地目はいずれも畑、面積は合計137.91㎡です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、7の116番は稲生地区、申請地は稲生四丁目4904番、登記地目・現況地目とも畑、面積は251㎡です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、3ページ目になります。8の117番は飯野地区、申請地は地子町336番1、登記地目・現況地目とも畑、面積は270㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、9の102番は河曲地区、申請地は野辺一丁目717番、登記地目・現況地目とも田、面積は205㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただ

いております。

続きまして、9の107番は河曲地区、申請地は国分町481番、登記地目は畑・現況地目は田、面積は998㎡です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、12の95番は玉垣地区、申請地は柳町1495番、登記地目・現況地目とも田、面積は1,378㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、12の96番は玉垣地区、申請地は柳町1494番、登記地目・現況地目とも田、面積は1,377㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、12の111番は玉垣地区、申請地は土師町798番3、登記地目・現況地目とも田、面積は224㎡です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、14の94番は神戸地区、申請地は神戸四丁目667番7、登記地目・現況地目とも畑、面積は112㎡です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、15の105番は栄地区、申請地は中瀬古町548番1、登記地目・現況地目とも畑、面積は201㎡です。取得後は水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、15の106番は栄地区、申請地は中瀬古町548番2、登記地目・現況地目とも畑、面積は773㎡です。取得後は水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、17の112番は合川地区、申請地は徳居町1218番2、登記地目・現況地目とも畑、面積は46㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者、及び高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、18の108番は井田川地区、申請地は西富田町2252番、登記地目・現況地目とも田、面積は3,777㎡です。取得後は水稻、麦、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、20の115番は椿地区、申請地は大久保町99番外29筆、登記地目は畑が1筆、田が29筆、面積は合計23,024㎡です。取得後は養蜂用のれんげを栽培するとの申請です。

ページ変わりまして、6ページからになります。21の83番は深伊沢地区、申請地は深溝町2727番、登記地目・現況地目とも畑、面積は347㎡です。取得後は水稻、茶を栽培するとの申請です。

続きまして、22の113番は鈴峰地区、申請地は伊船町2951番5外1筆、いずれの登記地目・現況地目とも畑、面積は合計474㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、23の93番は庄内地区、申請地は西庄内町5568番外1筆、登記地目はともに田・現況地目は田および畑、面積は合計3,412㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、23の104番は庄内地区、申請地は西庄内町1595番、登記地目・現況

地目ともに畑、面積は 198 m²です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 25 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

豊田委員

1 ページの 3-100、この譲受人は耕作していない人ではないですか。

事務局

取得後の作付作物としては、麦、大豆、野菜となっております。農地取得の申請の要件の確認は、申請内容でさせていただいており、特に問題はないと判断させていただいております。

議長（鈴木秀会長）

他にありませんか。

森田委員

4 から 6 ページの 20-115、すごく面積が広いですが、地域の農業委員さんが間に入り取りまとめされたんですか。

事務局

そういったお話は伺っておりません。申請代理人の行政書士を通じて、養蜂用のれんげの栽培が問題なくできるのか詳しく聞き取りしております。

森田委員

養蜂ですと、周りの作物の栽培について、消毒を気にしないといけない。周りの作物の状況はどうなっていますか。

事務局

周りにつきましては、若干荒れている農地も見受けられますが、稲作地が広がっています。農薬等につきましても、申請書の中に地域の防除基準に従いますとの文言をいただいておりますので、適正な管理をしていただくようお願いさせていただきます。

森田委員

分かりました。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第 1 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局よ

り説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明致します。議案書7ページ、及び別紙5ページ目の位置図をご覧ください。

20の20番は椿地区、申請地は山本町89番1外10筆、登記地目・山林、現況地目・畑、一部登記・現況ともに畑、合計面積は15,132㎡です。申請内容は、当該地を一時転用により駐車場用地とするものです。申請者は、隣接地で、研究栽培農園を運営しており、本件はその一般公開時の臨時駐車場として一時転用を行うものです。なお転用開始時期は令和5年12月1日からで、駐車場として利用する期間は、令和6年3月30日までとし、その後、4月30日までに復元を行う予定です。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、11月10日に現地確認を実施しています。

21の19番は深伊沢地区、申請地は深溝町2843番の一部、登記地目・田、現況地目・宅地、面積は1397.22㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫及び茶工場用地とするものです。なお、昭和62年頃から、同用途で利用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は転用を原則として許可しない農地ですが、農用地利用計画に指定された用途のため、例外的に許可し得るものと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、11月10日に現地確認を実施しています。

以上、申請件数は2件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

豊田委員

この駐車場は、毎年申請が出てきて、使用後に復元していますが、ずっと駐車場にはできないのですか。

事務局

駐車場として使わない間も、芝を生産しています。

豊田委員

毎年、芝を植え替えているのですか。

議長（鈴木秀会長）

芝の上に車を止めている。芝は、はがしてはいません。芝は強いので。

豊田委員

分かりました。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明致します。議案書8ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き7ページ目をご覧ください。

3の113番は加佐登地区、申請地は高塚町1979番1、登記地目・原野、現況地目・畑、面積は264㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地の一部とするものです。受人は当該地の隣地にて、太陽光発電施設を有しており、除草後の草の仮置き場など、メンテナンスを行う敷地が不足したため、今般転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

7の112番は稲生地区、申請地は稲生町7414番1外1筆、登記地目・現況地目とも田、合計面積は890㎡、一体利用地があるため全体面積は2,706㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,447.34㎡です。農地区分は、第3種農地と判断されます。

8の111番は飯野地区、申請地は地子町336番4、登記地目・現況地目とも畑、面積は499㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

9の109番は河曲地区、申請地は国分町900番10、登記地目・畑、現況地目・山林、面積は244㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受人は同地区で水道設備工事業を営んでおり、系列会社の敷地に資材置場を有していたが、今般新たに設置する必要が生じたことから、転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

9の110番は河曲地区、申請地は国分町900番8、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,250㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受人は鈴鹿・四日市を商圈として、外構工事を営んでいたが、受注が増加していることから、現在の資材置場では手狭となっており、今般、市境にある同地を、新たな資材置場として転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、11月10日に現地確認を実施しています。

17の104番は合川地区、申請地は徳居町1238番外1筆、登記地目・現況地目ともに田、合計面積は733㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、315.45㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

17 の 105 番は合川地区，申請地は徳居町 1879 番 2 外 1 筆，登記地目・現況地目とも田，合計面積は 594 m²です。申請内容は，当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は，315.45 m²です。農地区分は，第 2 種農地と判断されます。

19 の 106 番は久間田地区，申請地は下大久保町 2219 番 1，登記地目・現況地目とも畑，面積は 2,130 m²です。申請内容は，当該地を資材置場用地とするものです。受人は土木工事業を営んでいるが，今般新たに資材置場を設置する必要が生じたことから，事業所から近く，面積，前面道路の幅等を勘案し，同地を転用するものです。農地区分は，第 2 種農地と判断されます。なお，こちらは 1,000 m²を超える案件の為，11 月 10 日に現地確認を実施しています。

21 の 108 番は深伊沢地区，申請地は深溝町 1429 番 10，登記地目・山林，現況地目・畑，面積は 254 m²です。申請内容は，当該地を駐車場用地とするものです。受人は包装用資材や農業用資材の販売業を営んでおり，深溝に営業所があるが，繁忙期の駐車スペースが不足していることから，今般新たに転用するものです。農地区分は，第 2 種農地と判断されます。

23 の 107 番は庄内地区，申請地は西庄内町 4249 番 1 外 2 筆，登記地目・現況地目ともに畑，合計面積は 1,134 m²です。申請内容は，当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は，463.2 m²です。農地区分は，第 2 種農地と判断されます。

以上，申請件数は 10 件，農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件の全てを満たしていると考えます。また，書類審査及び地区委員会による審査の結果，申請については特に問題のないものと判断していますので，ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今，事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして，何かご意見ご異議ございませんか。

前田委員

資材置場の申請が 3 件あります。9-109，9-110，19-106。資材置場に何を置くのですか。転用後の維持管理は大丈夫ですか。

事務局

9-109 は，土・砂利を置きます。9-110 は，土・砂利・外構用資材・重機を 3 台置く予定です。19-106 は，金物のフェンス・砕石・外構用資材を置きます。

申請があった時は，必ず被害防除について確実に申請書に記載するように指導します。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。

別段無いようでございますので，第 3 号議案は，全員賛成で承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。議案書10ページ、及び別紙の位置図の続き17ページをご覧ください。

15の25番は栄地区、申請地は郡山町1713番2、登記地目・現況地目とも畑（一部宅地）、面積は372㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地の一部（離れ）とするものです。なお、敷地の一部については、昭和51年より、倉庫として利用している旨の始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

19の26番は久間田地区、申請地は下大久保町2060番14、登記地目・現況地目とも畑、面積は499㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

20の23番は椿地区、申請地は大久保町404番2外6筆、登記地目・現況地目とも田、面積は合計5,604㎡となります。申請内容は、当該地を砂利採取用地（一時転用）とするものです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、11月10日に現地確認を実施しています。

22の24番は鈴峰地区、申請地は小社町69番2外1筆の一部、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は337.14㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は4件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

渥美委員

10ページ、20-23で、転用目的が砂利採取とありますが、具体的に説明をお願いします。

事務局

数年前からこの地区で順次、砂利採取を行っておりまして、いくつかの工区に分かれている中で、最終の工区であると聞いております。

渥美委員

砂利採取ですから、この土地には砂利があるということですか。地目は田になっていますが、田んぼで砂利とはどういうことですか。

事務局

対象地を9メートルほど結構深くまで掘削しまして、自社プラントで土と砂利を仕分けして、砂利を採取するという手法を取っています。ちなみに、川沿いの土地では、良質な砂利がとれるということで、今回の対象地も砂利採取の一時転用に至ったということです。

渥美委員

砂利を採取した後の土地は、田んぼに復元するのですか。

事務局

今回、一時転用になりますので、一時転用は期間を設けた許可になります。その期間が満了しましたら、農地に復元するというのが要件の1つになります。埋め戻しの方法としましては、良質な建設残土を持ってきて、表層に耕作に適した土を被せて復旧完了という計画になっています。

豊田委員

広瀬でも砂利を取ったところがあります。今、田んぼにも畑にもならない、草が生えて荒れている土地になっています。大丈夫ですか。

渥美委員

それは、復元はしたけれども、その後の作業は一切していないということですか。

豊田委員

出来なかった。

渥美委員

栽培はしたものの、土壌が適正ではなかったということですか。それで、栽培不可になって、放置して、その後、荒れている。

事務局

一時転用後の農地復元への手法につきましては、転用行為者から土地所有者に説明されていると思いますので、その手法で問題なしということで、耕作してみたら思うような結果が得られなかったということなのかなと思います。いずれにしましても、復元後の耕作につきましては、土地所有者の義務になってくると思います。以後の耕作も視野に含めながら、一時転用の計画内容を詳細に検討いただくよう、周知させて頂きたいと思います。

市川委員

位置図を見ますと、地主は複数人います。隣接地も田です。このような所を7メートルも掘って隣接地に影響は無いのですか。

事務局

隣接地のぎりぎり境界の際までを掘削するのではなく、保安距離の２メートル以上離れて掘削するという計画になっています。安全面は確保した上で、周囲もフェンスを設けるとか、作業用の看板を立てて、掘削することとなっており、安全面に対しては配慮されていると考えています。

市川委員

現場は見えていませんが、境界から２メートル離れたところで穴を掘ったらどうなるのか。隣接地の耕作は、出来るのか。

事務局

隣接農地の所有者に関しましては、事業説明をされているはずですので、コミュニケーションを取っていただきながら、事業と耕作を継続されていると解釈しています。

市川委員

砂利採取をした後、埋め戻しされます。複数の地主の境界はどのようにされるんですか。

事務局

農地転用の中ではそこまで求めていませんが、砂利を取る許可を得る中で測量されると思いますので、境界を復元するような形で処理をしていると思います。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第４号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第５号議案 農用地利用集積計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第５号議案 農用地利用集積計画について、A4 横別冊の農用地利用集積計画（案）により説明します。

１ ページ目 １ 番は、庄野地区で、所有権移転です。

２ ページ目 ２ 番は、加佐登地区で、２万円の金納です。

３ ページ目 ３ 番及び ４ 番は、牧田地区です。３ 番は、使用貸借です。４ 番は、９－３２と合わせて全筆で ６ 俵と ３０ kg の物納です。

４ ページ目 ５ 番から ７ ページ目 ２９ 番までは、白子地区です。５ 番は、使用貸借です。６ 番は、３ 筆合計で米 ３０ kg 相当の金納です。７ 番は、米 １５ kg の物納です。８ 番から ７ ページ目 ２９ 番までは、米 ２０ kg の物納です。

８ ページ目 ３０ 番から ３２ 番は、河曲地区です。３０ 番は、米 ５０ kg 相当の金納です。３１ 番は、米 ２５ kg と ５０ kg の物納です。３２ 番は、４－４ と合わせて全筆で ６ 俵と ３０ kg の物納です。

９ ページ目 ３３ 番から ３８ 番は、一ノ宮地区です。３３ 番と ３４ 番は、米 ５０ kg 相当の金納です。３５ 番は、米 ２５ kg の物納です。３６ 番と ３７ 番は、米 ３５ kg の物納です。３８ 番は、

米 35 kg と 50 kg の物納です。

10 ページ目 39 番から 11 ページ目 48 番は、箕田地区です。39 番と 40 番は、米 50 kg 相当の金納です。41 番は、米 1 kg の物納です。42 番と 43 番は、米 10 kg と 25 kg の物納です。44 番と 45 番は、米 25kg の物納です。46 番と 47 番は、米 25 kg と 50 kg の物納です。48 番は、米 50 kg の物納です。

12 ページ目 49 番から 13 ページ目 54 番は、玉垣地区です。49 番は、中間管理機構を通した 10,800 円の金納です。50 番は、米 25 kg と 50 kg の物納です。51 番と 52 番は、中間管理機構を通した米 30 kg の物納です。53 番は、米 35kg の物納です。54 番は、中間管理機構を通した米 30 kg と 45kg の物納です。

14 ページ目 55 番から 16 ページ目 71 番は、天名地区です。55 番から 59 番は、米 30 kg 相当の金納です。60 番から 62 番は、米 30 kg と 60kg 相当の金納です。63 番から 16 ページ目 71 番は、米 60 kg 相当の金納です。

17 ページ目 72 番は、合川地区で使用貸借です。

18 ページ目 73 番から 19 ページ目 81 番は、久間田地区です。73 番は、中間管理機構を通した使用貸借です。74 番から 19 ページ目 81 番までは、10,000 円の金納です。

20 ページ目 82 番は、椿地区で使用貸借です。

21 ページ目 83 番から 87 番は、鈴峰地区です。83 番は、所有権移転です。84 番から 87 番は、使用貸借です。

22 ページ目 88 番は、庄内地区で、2 筆合計で 1,000 円の金納です。

以上の内容については、従事日数など、令和 5 年 4 月 1 日改正による農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づく改正前の同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第 5 条には、施行後 2 年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

間崎委員

貸借料ですが、10 アール当たり 25 kg, 30 kg, 50 kg とありますが、これはどのような基準で決められていますか。鈴鹿川沿岸の水利費は、担い手が負担しているのか、地主が負担しているのか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

議長（鈴木秀会長）

私の知る限りでは、地区によって、水利費を地主さんが払うところ、また、担い手さんが払うところもあるので、地区によってばらばらで一律ではありません。

間崎委員

それによって、貸借料が 25 kgとか 50 kgとありますので、どうなっているのかなと思ひまして。

議長（鈴木秀会長）

もう一つ言わせていただければ、ほ場整備された所は 10 アール当たり 40 kgで、ほ場整備されていない所は 10 アール当たり 20 kgないし 30 kg、または地主さんと話しをして使用貸借となっています。地主さんとの話し合いで決めています。

間崎委員

農協の案が基準ですが、耕作者が水利費を負担しているのかどうか分らなかったのをお聞きしました。

鈴木啓之委員

鈴鹿市が公表していませんか。

事務局

基準ではなく、一年間の平均の賃料を、ホームページに上げさせていただいています。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第 5 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 8 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項 1 から 8 の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

間崎委員

報告事項第 8 号の農地所有適格法人の要件について、耕作している農地に関する要件は無いのですか。荒地とか。

事務局

この適格法人が、農地法 3 条で農地を取得しようとする場合、申請の許可要件を満たす必要がありますので、耕作放棄地などを持っていれば、是正してくださいというような話にはなりません。

間崎委員

耕作している農地の現況は、要件になってこないのですか。

事務局

定期報告の要件の中には、現況の農地の状況までの報告はございません。

間崎委員

役員の要件は満たしていますが、従業員の数などの関係はどうですか。従業員が少なければ田が荒れますので。

事務局

耕作している農地がどれだけだから、従業員何人という定めはございません。

ただ、農地を所有しており、荒廃化している農地があれば、それに対する指導は出来ます。

間崎委員

田の耕作状況や従業員の数とかが要件に無いのかなと思いましたので。

事務局

間崎委員のご意見は、また個別にご相談させていただきたいと思います。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。